

資料編

資料 1	小金井市の行財政改革における検討経過	1
1	会議開催状況	1
2	第3次行財政改革大綱に基づく重点検討項目	2
資料 2	小金井市の行財政改革大綱の経過	3
1	小金井市第1次行財政改革大綱（平成9年9月策定）	3
2	小金井市第2次行財政改革大綱（平成14年6月策定）	3
3	小金井市第2次行財政改革大綱（改訂版）（平成18年6月策定）	3
4	小金井市第3次行財政改革大綱（平成22年5月策定）	3
資料 3	第3次行財政改革大綱に基づく重点項目（19項目）及びその他の事項	4
3-(1)	財務関連事項（8項目）	4
3-(2)	民営化関連事項（6項目）	11
3-(3)	総務関連事項（3項目）	21
3-(4)	その他の事項（2項目）	22
3-(5)	議会	23
3-(6)	行政運営の効率化、適正化	23
資料 4	民間委託等の在り方	24
4-(1)	多様化する市民ニーズへの対応	24
4-(2)	施設設置者としての責任の確保	24
資料 5	公共施設	24
5-(1)	受益者負担適正化指針の提言	24
5-(2)	利用コストに大きな差がある施設	27
5-(3)	設置目的と利用目的がかい離している施設	28
5-(4)	施設の統廃合	29

資料1 小金井市の行財政改革における検討経過

1 会議開催状況

回	日時	議題
第1回市民会議	平成25年4月19日	諮問 等 (1) 小金井市第3次行財政改革大綱に掲げた実施項目の取組の推進について (2) 小金井市行政診断報告書(平成25年3月)に係る貴市民会議からの意見の取りまとめについて
第1回勉強会	平成25年5月7日	勉強会の進め方について 等
第2回勉強会	平成25年5月21日	第3次行財政改革大綱の説明 等
第3回勉強会	平成25年6月11日	第3次行財政改革大綱について 等
第4回勉強会	平成25年6月25日	「第3次行財政改革大綱の分類及び評価」に基づく今後の検討項目について 等
第5回勉強会	平成25年7月2日	「第3次行財政改革大綱の分類及び評価」に基づく今後の検討項目について 等
第2回市民会議	平成25年7月12日	諮問事項の検討について 等
第6回勉強会	平成25年7月30日	緊急提言(案)について 等
第7回勉強会	平成25年9月3日	特別会計繰出金決算額の推移について 等
第3回市民会議	平成25年9月20日	平成26年度予算編成に対する緊急提言について 等
第8回勉強会	平成25年10月8日	今後の勉強会の進め方について 等
第9回勉強会	平成25年10月29日	第3次行財政改革大綱進捗状況(平成25年度重点検討項目11項目) 等
第10回勉強会	平成25年11月19日	第3次行財政改革大綱進捗状況(平成25年度重点検討項目11項目) 等
第11回勉強会	平成25年12月3日	中間答申について 等
第12回勉強会	平成25年12月17日	中間答申について 等
第13回勉強会	平成26年1月14日	中間答申について 等
第4回市民会議	平成26年2月13日	中間答申について 等
第14回勉強会	平成26年3月25日	今後の議論の進め方について 等
第5回市民会議	平成26年4月25日	中間答申後の経過について 等
第15回勉強会	平成26年5月27日	第3次行財政改革大綱進捗状況(平成26年度重点検討項目19項目) 等
第16回勉強会	平成26年6月24日	第3次行財政改革大綱進捗状況(平成26年度重点検討項目19項目) 等
第6回市民会議	平成26年7月25日	第3次行財政改革大綱進捗状況(平成26年度重点検討項目19項目) 等
第17回勉強会	平成26年8月26日	第3次行財政改革大綱進捗状況(平成26年度重点検討項目19項目) 等
第18回勉強会	平成26年10月28日	最終答申について 等
第19回勉強会	平成26年11月21日	最終答申について 等

第20回勉強会	平成26年12月16日	最終答申について 等
第7回市民会議	平成27年1月23日	最終答申について 等
第21回勉強会	平成27年2月17日	最終答申について 等
第8回市民会議	平成27年3月27日	最終答申について

2 第3次行財政改革大綱に基づく重点検討項目

	No.	実施項目名	検討年度	
			25年度	26年度
① 財務関連事項 (8項目)	6	各種使用料等の在り方の見直し	○	○
	14	負担金補助金及び交付金の在り方の見直し		○
	17	財政支援団体の在り方の見直し	○	○
	52	低未利用地の売却・有効活用		○
	59	集会所(4会館)の有料化の検討	○	○
	62	収納率の向上		○
	70	保育料の改定	○	○
	76	公民館の有料化の検討		○
② 民営化関連事項 (6項目)	19	指定管理者制度の更なる活用		○
	69	保育業務の見直し	○	○
	71	学童保育業務の見直し	○	○
	72	児童館業務の見直し	○	○
	74	図書館業務の見直し		○
	75	公民館業務の見直し		○
③ 総務関連事項 (3項目)	34	55歳以上昇給抑制		○
	41	人事・給与制度の改善	○	○
	42	非常勤嘱託職員の制度の見直し	○	○
④ その他 (2項目)	60	特定検診、後期高齢者医療健診の見直し	○	○
	67	独自健康診査、がん検診の見直し	○	○
		合 計 (19項目)	11項目	19項目

資料2 小金井市の行財政改革大綱の経過

1 第1次行財政改革大綱（平成9年9月策定）

（計画期間）平成9年度から平成14年度

（要旨）小金井市行政診断報告書（平成7年）は、経常収支比率に占める人件費の比率45.9%という危機的な状況を背景に、職員定数の適正化を主要課題としたもので、市にとっては初めての行革への取組といえる。当時の財政状況をもとに、組織、定数管理を主眼に分析され、各部組織・人員の詳細な分析が行われた。時代背景や他の公共団体と比較すると、概ね5～10年遅れていた小金井市の行革への取組がようやく端緒についたという意味合いにおいては画期的な報告書である。こうした状況の中で策定された第1次行財政改革大綱は、業務運営の簡素効率化のほか、職員数の見直しや給与制度の見直しといった人件費の抑制を進めること等を主要課題としている。

2 第2次行財政改革大綱（平成14年6月策定）

（計画期間）平成14年度から平成19年度

（要旨）行財政改革の主要課題として、①業務運営の簡素効率化、②人件費の抑制、③執行体制の確立、④歳入の確保等の4つを柱として事務事業の改善項目を抽出し推進するとした。具体的には、事務事業の見直し、民間委託の推進・指定管理者制度の活用、補助金等の見直し、IT化の推進、市民参加の推進等5項目を主要課題としている。

3 第2次行財政改革大綱（改訂版）（平成18年6月策定）

（計画期間）平成18年度から平成21年度

（要旨）喫緊の課題であった人件費の抑制、職員定数の適正化についての進捗状況の分析を行った。また補助金の見直しや受益者負担の適正化など、今まで取組が遅れてきた分野への検証がなされるとともに、指定管理者制度の導入なども進んだ結果、総合体育館運営への制度導入が図られた点などが特徴。同時に、経常収支比率や人件費比率などの主要な指標に数値目標が明記されるなど、PDCAサイクルが明確化される一方、基本方針の中に市民参加等の項目が加えられ、財政改革を主眼として出発した大綱そのものの意義について変化している様子が顕在化し始めている。

4 第3次行財政改革大綱（平成22年5月策定）

（計画期間）平成22年度から平成27年度

（要旨）平成20年度決算においては、経常収支比率が96.5%となり、職員定数の削減などによりある程度は改善されたものの依然危機的な財政状況にあり、社会経済情勢の変化（福祉関連経費の増加、ごみ処理問題の解決、武蔵小金井駅及び東小金井駅の周辺整備等）をどう乗り切っていくか等についての危機意識が強く盛り込まれている。一方でこれらの課題解決の選択肢として市民協働・公民連携が必要以上に入り込んでしまったため、行財政改革自体が複雑化している。

このため、財政の健全化という主たる目的が希薄化してしまい、相対的に財政改革への比重が低下していることや、改革の目標に数値化がなされず達成目標が曖昧となってしまったこと、さらには大綱自体の進行管理にも難点を生じてしまった点は残念である。

資料3 第3次行財政改革大綱に基づく重点項目（19項目）及びその他の事項

3-(1) 財務関連事項（8項目）

① 各種使用料等の在り方の見直し(No6：第3次行財政改革大綱実施項目番号)

小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方（平成14年6月策定）の中では、各施設の使用料等の負担区分などを定めるなどの取組を規定しているが、実態として取り組まれていない。

まずは策定から10年以上も経過している、この「基本的な考え方」の規定を速やかに見直し、受益者負担の適正化を早急に徹底すべきである。

② 負担金補助及び交付金の在り方の見直し(No14)

:財政支援団体の在り方の見直し(No17)と一部重複

(事業の全体像)

平成26年度当初予算において152の事業に対して補助金を予算計上しており、その総額は21億円余に及んでいる。この内、義務的補助金（法令等により義務化されており市単独では廃止できないもの）は3事業に過ぎない。また、国、都に連動するものは41事業である。残りの111事業（全体の73%）は市の任意的補助金といえる。

(事業分野ごとの見直し)

- ・ 補助事業としては教育費関連が45事業、民生費関連が40事業となっており両者で全体の56%を占めている。
- ・ 教育費関連では「小中学校事務職員会補助金（5千円）」等、少額な補助金を始め100万円にも満たない補助金が34事業に上っている。このことは、今まで事業のスクラップアンドビルドを行ってこなかったことの表れであるとともに、事務の効率化を妨げる結果となっている。これらについては直ちに廃止を含めた大胆な見直しに着手すべきである。
- ・ 民生費関連では、総額約15億円となっており、市の補助金総額の73%を占めている。主要なものとしては民間保育所や認証保育所への支援である。また障害者(児)対策は委託料を含めて相当の予算が割かれている。これらについては定期的に第三者評価を行い、サービスの質とコストを検証すべきである。
- ・ 事業全体を見渡すと、市民まつり、阿波おどり等、いわゆるイベント系事業への補助が数多く見受けられる。財政が厳しく行財政改革が求められている中で、各種イベントにこれまでどおりの支出を行っては市民に対して財政危機へ

の理解は到底得られない。また財政支援団体以外の各種団体に対する補助金も数多く散見される。

今後は、補助の内容や実態把握に努め、(A)市民生活に不可欠な補助金、(B)市民に一定の理解を得た上で削減すべき補助金、(C)いわゆるイベント系補助金に分類し、濃淡をつけて見直しを行うべきである。また補助金制度全体の改革を進め、例えば3年ごとの見直しを前提としたサンセット方式の導入などを検討すべきである。なお、財政見直しにおいては、補助金の総額を圧縮した金額を計上している。

③ 財政支援団体の在り方の見直し (No17)

財政支援団体（社会福祉協議会、シルバー人材センター、体育協会等）の在り方は補助金にも深く関わっている。とりわけ、市が関与し支援する公益法人に対しては、市民の目も一層厳しくなっていることに留意すべきである。

長年、補助金要望団体の経営体質に関与してこなかったため、結果として補助金の無駄遣いを生み出してきたと考えられる。

例えば、市は社会福祉協議会に73,842千円、シルバー人材センターに40,441千円（平成26年度当初予算）を計上している。前者で見れば、市からを大半とする受託事業収入が1億円余ある一方、会費収入はわずか600万円余となっている。このことは事業運営の大半を市に依存している団体であることを示している。

市は財政支援団体について、不断の見直しを行うとともに、事業そのものが外注されていないか、外注されている場合はその内容が正当か、事業の委託先として財政支援団体以外にないのか等を検証する必要がある。

またこれら団体の主要な経営層については任期や定年制を設けた上で、市職員を含めた一般公募を前提とするなどの改革が必要である。公益法人が単なる天下り人事の受け皿であっては、市民の理解は到底得られない。

④ 低未利用地の売却・有効活用 (No52)

用地の売却を進めるとともに、公共施設の統廃合に伴って生じる余剰資産などの処分を行うものとして、過去4年間（平成22～25年度）の低未利用地の売却実績は、約2.7億円となっており一定の成果が得られている。その内容は廃滅水路が90%を占めている。今後とも低未利用地の売却や、資産の有効活用に努めるべきである。

⑤ 集会所（4会館）の有料化の検討（No59）

平成25年度事務報告書及び決算書によると、集会施設全体では支出に対する収入の割合は約7%である。利用頻度を見ると、直近で行った4会館（婦人会館、上之原会館、西之台会館、上水会館）における集会施設利用者アンケート結果では、定期利用（リピーター）が利用者全体の約74%となっており、リピーターの利用が大部分を占める状況が見られる。また、小金井市施設白書（平成24年3月）では、月1回以上利用するリピーターが利用者全体の80%、さらにその中で週1回以上利用するリピーターが約30%強と示されており、やはりリピーターの利用が大部分を占める状況が見られる。

これは集会施設の運営経費の大部分が、利用していない市民の税負担で賄われていることを示しており、早急に受益者負担を導入すべきである。

また、小規模の集会施設については、現状では維持管理費は低廉ではあるが、近い将来老朽化による修繕や建替えなど確実に費用がかさみ、小金井市の財政状況ですべての集会施設を維持していくのは不可能と考えられ、町会への譲渡や売却などの方策も視野に入れ、施設の統廃合を考えていく必要がある。

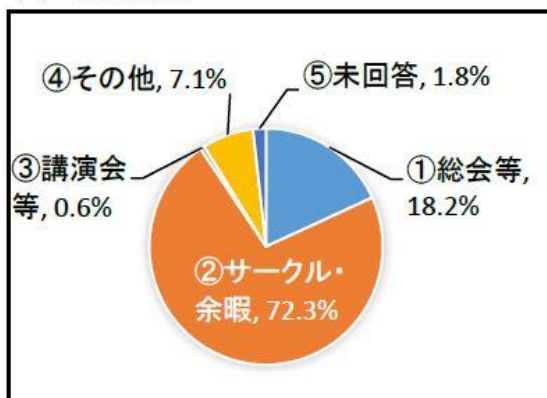
表1 集会施設の使用料及び維持管理費（平成25年度事務報告書、決算書）

施設名	使用料収入(千円)	維持管理費(千円)	収入割合
市民会館	1,321	12,907	10%
東小金井駅開設記念会館	2,279	7,635	30%
前原暫定集会施設	1,777	6,463	27%
その他集会施設の 維持管理に要する経費	0	48,107	0%
合計	5,377	75,112	7%

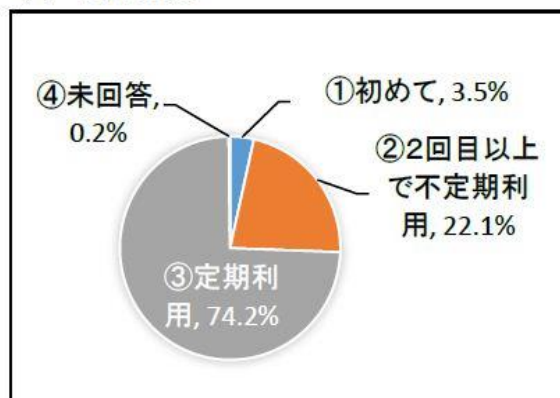
※ 減価償却費は除く。

図1 4会館の利用者状況（平成26年11月集会施設利用者アンケート結果概要）

(1) 利用目的



(2) 利用頻度



⑥ 収納率の向上 (No62)

市税、国民健康保険税の収納率は、いずれも多摩26市中、中～下位に位置している（市税：95.8% 21位、国民健康保険税：74.0% 18位。平成25年度決算）。今後、徴収体制を強化するとともに、口座振替の促進などの取組を進め、26市中の順位についても向上を目指すべきである。そのため、以下の取組を具体的に行うべきである。

(1) 徴収体制の一元化

市税・固定資産税・国民健康保険税等を一体徴収すべく、早急に組織の見直しに着手する。

(2) 隣戸徴収を強化し、インターネットオークションを活用した財産の早期換価を行う。

(3) 集中的にマンパワーと資金を投入し、短期的に徴収率の向上を図る。

⑦ 保育料の改定 (No70) 保育業務の見直し (No69)

小金井市の保育料は多摩26市の中で最も低い実態であるにもかかわらず、公立園では乳児は一人年額270万円程の経費となり、私立園に比して約1.5倍の高コスト体質となっている。市は現在進めている保育業務の見直し (No69) に合わせて、少なくとも自ら掲げている国基準に対する徴収額の50%となるよう保育料の改定に着手し、受益者負担の適正化を図るべきである。

関連する学童保育育成料については、使用料の範疇に属し、受益者負担としての検討事項である。他方、大綱においては民営化項目に取り上げられている。

(保育園・保育施設の現状と課題)

1 現状

保育園は児童福祉法に基づく法内施設である。小金井市の場合13の保育所があるが、内5施設が公立保育所、8施設が民間の保育所である。管外保育所（市外の保育所）の利用は少数であり、検証からは除外する。

この他に認証保育所が7か所、保育室2室がある。いずれも単独施設となっており、小学校の空き教室等を利用したような例はない。

また、公立保育所はすべて公設公営となっている。

表1 保育所全体の状況（平成25年度事務報告書、決算書）

	定員 (人)	在籍数 (人)	コスト (千円)	保育料 (千円)	コストに占める保育料の割合
公立保育所	525	548	917,979	99,434	10.8%
私立保育所	853	878	1,308,765	157,763	12.1%
保育室	32	26	33,990		
認証保育所	314	3,440 (延人数)	264,779		

注1) 公立保育所のコストは、維持管理費から、けやき保育園及びピノキオ幼稚園移転改築に伴う経費を差し引いた金額として積算

注2) 私立保育所のコストは、運営費支弁額と市からの補助金額の合計として積算

表2 公立保育所経費の状況（平成25年度事務報告書、決算書）

項目	コスト (千円)	構成比
人件費等(報酬含む。)	781,442	85%
維持管理費(移転改築関連経費除く。)	44,870	5%
運営費(報酬を除く。)	91,667	10%
合計(A)	917,979	
歳出1園当たり(B=A/5園)	183,596	

表3 私立保育所経費の状況（平成25年度事務報告書、決算書）

項目	コスト(千円)	備考
歳入(国+都) (C)	284,087	保育所運営費負担金
歳入1園当たり(D=C/8園)	35,511	
歳出 (E)	1,308,765	運営費支弁額と市補助金の合計
歳出1園当たり(F=E/8園)	163,596	
市持出し1園当たり(G=F-D)	128,085	

表4 保育料の状況

認可保育所	月額保育料	0 ~ 46,000円
認証保育所	月額保育料	40,000 ~ 62,100円

表5 園児1人当たりに係る経費の比較

	在籍数(人)	1園当たりの 平均児童数(人)	園児1人当たりの 平均コスト(千円)
公立保育所	548	110	1,670
私立保育所	878	110	1,164

表6 公立保育所(5園)の職員配置数

	保育士	看護師	栄養士	給食調理	再任用	非常勤・臨 時職員	合計
25年度	95	5	5	11	1	56	173
26年度	95	5	5	11	0	59	176

表7 公立保育園の職員配置例（平成26年第3回定例会厚生文教委員会資料）

くりのみ保育園 保育士16人（園長1人含） 単位 人

月齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備考
認可定員	6	10	14	20	25	25	100	
最大受入人数	9	12	16	70(異年齢保育実施)			107	定員弾力化
26.4.1現在 児童数	9	12	16	23	24	23	107	
26.4.1現在 正規保育士数	4	3	2	2	2	2	15	園長含まず。その他保育士業務に非常勤嘱託職員、臨時職員が7人

・東京都が定める保育士配置基準に比し、5人多いほか、非常勤嘱託職員及び臨時の保育士も在籍している。

2 検討課題

(1) 構造的な諸問題

保育所は基本的に第二種社会福祉事業として位置づけられ、13時間開所を基準としている。従って12時間保育を前提としている公立保育所については疑問がある。近年、親の就労環境の変化から延長保育を望む声や、病児保育を望むニーズがあることは学童保育所と同様である。

(2) 財政面からの検討課題

表記のように、コストの大半は人件費である。現行の配置基準を前提とする場合、仮に公設民営化を進めたとしても財政面では官民の給与格差のみとなる。

(3) 職員配置の課題

小金井市は公立保育園において、都の配置基準を大幅に上回る職員を配置している。保育の質とは職員の数によって確保されるものではなく、保育に関わる職員のスキルの向上によって確保されるべきものである。

(4) 保育料の改定

少なくとも、国基準に対する徴収割合の50%を目途に直ちに改定に向けた取組を行うべきである。なお、認証保育所の保育料と認可保育所の保育料に大きな格差が生じている。公立に比べ、保育環境や人員に大きなハンデを有する認証保育所に対する考え方を整理する必要がある。

3 今後の取組

直ちに取り組むべき課題は職員配置基準の見直しである。都基準、認証保育所の現状把握、近隣市の状況等を把握し、新たな職員配置基準を設けるべきである。この基準がまとまるまでは、新規職員の補充はすべきでない。

次に取り組むべきは保育料の改定である。市民や保護者に対し保育コストを開示し丁寧な説明を行った上で、受益者負担適正化指針提言に沿って改定すべきである。

民営化、指定管理者制度への移行については、引き続き直営で運営する園の規模・内容を精査した上で実施すべきである。障害児、病児、夜間保育等、民間で扱いが困難な保育を拠点園とし直営で残し、その他の園は民営化するなどの選択肢を含め検討すべきである。

⑧ 公民館の有料化の検討 (No76) : 公民館業務の見直し (No75) (2)⑭に記載

3-(2) 民営化関連事項 (6項目)

⑨ 指定管理者制度の更なる活用 (No19) : 答申第 I 部 2(5)に記載

⑩ 保育業務の見直し (No69) : (1)⑦に記載

⑪ 学童保育業務の見直し (No71)

1 現状

児童福祉法に基づく事業を行う施設である。小金井市の場合、9施設を有するが、3か所は児童館に併設され、残りの6か所は単独施設となっている。いずれも小学校の学区域を前提に配置されている。

表1 学童保育所在籍児童の状況 (平成25年度事務報告書)

児童定員(人)	在籍児童数(人)	延在籍児童数(人)	延出席数	年平均出席率
760	726	211,882	144,719	68.3%

学童保育所は条例上17施設(9学区域に1施設なので、実質は9施設)あるが、内8施設で定員超過となっている。一方で、年平均出席率は、70%弱であるが、これは土曜日を含んだ出席率であり、平日のみの年平均出席率は、おおむね80%前後である。

表2 学童保育所の職員配置数

年度	職種	正規職員 (学童保育指導員)	再任用職員	非常勤職員	臨時職員(指導員 補助員・事務補助員)	合計
平成26年度		16	2	33	15	66

表3 学童保育所の経費の状況(平成25年度決算書、総合的な見直し説明会資料)

単位 千円

項目	金額	備考
学童保育所維持管理に要する経費	143,072	建築工事関連経費(※) 除くと 10,278
学童保育所運営に要する経費	105,881	
非常勤報酬	65,931	
指導員補助員賃金	22,456	
事務補助員賃金	206	
その他運営に要する経費	17,288	
正規職員及び再任用職員人件費	137,129	
合 計	386,082	建築工事関連経費除くと 253,288

注) 減価償却費は除く。

※ あかね学童保育所建替工事関連経費(単位 千円)

工事監理委託	3,150
工事設計意図伝達委託	1,785
建替工事	127,859
合 計	132,794

表4 学童保育育成料(平成25年度事務報告書)

調定額		収入額		1人当たり月平均収入 額(負担額)(千円)	備考
件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
7,970	55,564	7,915	55,271	7	現年分

表5 学童保育所児童一人当たりコスト・同負担率

児童1人当たり年間コスト	253,288千円 ÷ 726人 =	349千円
児童1人当たり平均年間負担額	7千円 × 12月 =	84千円
実質負担率	84千円 ÷ 349千円 =	24%
理論値負担額（50%）		175千円

注1) 年間コストは、あかね学童保育所建築工事関連経費を除く額とした。

注2) 理論値負担額は平成14年度策定の「基本的な考え方」に準じ、保育所と同等レベルと仮定した。

2 検討課題

(1) 構造的な諸問題

学童保育は基本的に第二種社会福祉事業として位置づけられ、3時間保育を最低基準としている。ただし、学校の3期休業中は日中8時間保育を前提にしている。

また、近年親の就労環境の変化から延長保育を望む声や、小学校4年時以降の事業実施を求める声がある。一方、基本3時間保育を考えると、官庁執務型雇用体系にそぐわない。

(2) 財政面からの検討課題

表記のように、コストの大半は人件費である。現行の配置基準を前提とする場合、仮に公設民営化を進めたとしても財政面での課題は保育園と同様である。

(3) 職員配置の課題

まず職員の配置の軽重とサービスの水準は、必ずしも連動するものではないことは保育園と同様である。その上で新たに配置基準を策定すべきである。

いずれにしても現行の職員配置は、保育園4・5歳児の職員配置基準である園児30人に対し職員1人や小学校の40人学級に比べると極めて多いとの前提に立ち、平成27年度から実施される「総合的な見直し」の中で早急に是正されるべきであり、併せて指定管理者制度への転換を急ぐべき業務である。

⑫ 児童館業務の見直し (No72)

小金井市の場合、4施設を有するが、3か所は学童保育所と併設しており、1か所は公民館と併設されている。原則、日曜、祝日は休館。利用時間は基本9時から17時まで（1館のみ18時）となっている。

表1 児童館利用状況（平成25年度事務報告書）

	幼児	小学生 (1～3年)	小学生 (4～6年)	中学生	高校生	大人	合計
本町児童館	5,537	5,726	7,741	1,269	303	6,845	27,421
東児童館	8,143	5,906	8,510	1,760	368	8,414	33,101
貫井南児童館	4,196	3,114	7,210	1,066	1,485	4,924	21,995
緑児童館	5,020	5,032	7,364	993	382	6,161	24,952
合計	22,896	19,778	30,825	5,088	2,538	26,344	107,469

表2 児童館職員の配置状況

	本町児童館	貫井南児童館	緑児童館
正規職員	3	2	3
任期付職員		1	1
非常勤嘱託職員	1		

※ 平成26年4月1日現在の職員数

※ 上記のほか、各館に4～6人の臨時職員が配置されている。

表3 児童館経費の状況（平成25年度決算書）

単位 千円

項目	金額	備考	
児童館維持管理に要する経費	18,744	工事請負費(※)を除くと	8,957
児童館運営に要する経費	33,417		
非常勤嘱託職員報酬	2,370		
児童厚生員補助員賃金	2,178		
その他運営に要する経費	28,869		
正規職員人件費(平成25年度)	53,154		
合計	105,315	工事請負費を除くと	95,528

注) 減価償却費は除く。

※ 工事請負費

単位 千円

東児童館改修工事	1,943
緑児童館遊戯室改修工事	7,844
合 計	9,787

大きく見ると、3期休業中を除き小中学生が児童館を利用するのは午後である。したがって午前中は幼児（子育てひろば事業を含む）、午後は小中学生と住み分けが可能である。本町・緑児童館は学童保育所が併設されていることから併設施設としての事業構築を模索すべきである。

表4 併設館における職員配置の状況

	本町児童館	ほんちょう 学童保育所	合計	緑児童館	みどり 学童保育所	合計
正規職員	3	2	5	3	2	5
任期付職員		1	1	1		1
非常勤	1	2	3		3	3
合計	4	5	9	4	5	9

幼児教室等への対応は、午前中に余裕のある学童保育担当職員が行う（児童館職員が午後は学童保育に従事するという逆の取組も可）など抜本的な業務改善の模索を行う必要がある。

⑬ 図書館業務の見直し (No74)

市内には、図書館本館のほか3つの分室と1つの図書室があり、貫井北分室を除きいずれも直営で運営されている。この内、本館は小学校の敷地の一部を割いて設けられているが、学習スペースはほとんどないなど近隣市に比べて大きく遅れている。今後、本格施設の設置が不可欠であるが用地・資金等から目途が立っていない。

今後、本館の建設が軌道に乗った段階で指定管理者に移行すべきである。

図書館マップ



⑭ 公民館業務の見直し (No75)

公民館の設置根拠は社会教育法によるが、利用の実態は貸館施設である市民集会施設と何ら変わらない。これは、表1のとおり、主催事業が全体の利用件数の3%、利用人数にして8%という数字からも明らかである。

利用率は施設によって若干の幅はあるが、概ね60%台であり利用目的の大半が登録団体による一般利用（サークル活動）である。登録団体による一般利用の割合は、全体の80%から90%となっており、施設白書によれば、利用者は週2～3回程度から月1回程度の利用までを合わせると90%程度となっており、いわゆる特定のリピーターのための施設といえる。

施設の運営は、貫井北分室を除くといずれも直営であるが、施設の管理や清掃はシルバー人材センターに委託されている。

職員数は、表2のとおり、平成26年度では、5館合計で18人（一般職員10、嘱託職員4、再任用職員4）となっている。

表4及び表6のとおり、施設にかかるコストは集会施設と比較し3倍弱となっている（利用1件当たりコストは公民館9,762円/集会施設3,469円、1㎡当たりコストは公民館44,585円/集会施設18,534円）。

主催事業は集会施設等を利用し実施すれば良いのであって、将来とも公民館を現在ある姿で維持・存続すべき理由は見当たらない。なお、立川市では公民館を地域学習館に転用し有料化している。武蔵野市では施設をコミュニティーセンターとし

て統合管理し、自主三原則に基づき市民の自主管理運営に委ねた上で無料化している。

小金井市の場合、市民会館、市民交流センター、東小金井駅開設記念会館、前原暫定集会施設、婦人会館、市民集会所などさまざまな名称で同種の施設群が設置されており、公民館と所管も異なっている。このため市民が利用するコミュニティ施設の全体像という視点からの基本理念が極めて分かりにくい。また公民館は根拠法令から教育委員会の所管となっているため、施設全体が不明瞭である。早急に集会施設等と公民館の所管を一元化し、統廃合を含めた基本コンセプトを策定すべきである。

なお、公民館の有料化は直ちに実施すべき項目であり、先延ばしする理由は全くない。

表1 平成25年度公民館利用統計（平成25年度事務報告書）

名称 床面積(m ²)	主催事業	行政使用	一般利用	合計	開館日数	利用可能時間数	利用率
本館 672.20	1,340時間	1,043時間	11,619時間	14,002時間	335	21,775	64%
	160件	172件	2,681件	3,013件			
本町分館 371.96	8,687人	4,722人	34,234人	47,643人	335	13,065	63%
	388時間	210時間	7,576時間	8,174時間			
貫井南分館 730.95	62件	27件	2,165件	2,254件	335	26,130	56%
	512時間	1,924時間	12,191時間	14,627時間			
東分館・ 東町集会所 1,013.26	1,774人	1,098人	33,293人	36,165人	335	34,840	69%
	1,390時間	388時間	22,285時間	24,063時間			
緑分館 1,279.28	130件	79件	4,515件	4,724件	335	52,260	55%
	1,031時間	1,253時間	26,314時間	28,598時間			
合計 4,067.65	4,298人	5,132人	82,251人	91,681人	335	148,070	60%
	4,661時間	4,818時間	79,985時間	89,464時間			
	524件	629件	17,424件	18,577件			
	23,782人	17,362人	239,423人	280,567人			

※ 合計に占める主催事業の割合

時間数	5%	} 公民館の利用形態は、集会施設と同じ貸館施設である。
件数	3%	
人数	8%	

表2 公民館職員の配置状況

	正規	再任用	非常勤	合計
平成25年度	11	3	4	18
平成26年度	10	4	4	18

表3 公民館にかかるコスト(平成25年度決算書)

単位 千円

項目	金額	備考
公民館維持管理に要する経費	47,151	
事業運営に要する経費	29,536	非常勤嘱託職員人件費を含む。
正規職員及び再任用職員人件費	104,670	
合計	181,357	

注) 減価償却費は除く。

※ 参考 事業内訳(平成25年度決算書)

単位 円

事業名	金額
少年教育事業に要する経費	282,150
青年教育事業に要する経費	2,880,080
男女協働参画教育事業に要する経費	284,100
成人教育事業に要する経費	4,589,546
文化活動事業に要する経費	264,000
視聴覚ライブラリー事業に要する経費	603,750
その他公民館事業に要する経費	20,632,269
合計	29,535,895

表4 公民館利用1件当たり及び公民館1㎡当たりコスト

公民館利用1件当たりコスト	181,357千円 ÷ 18,577件 =	9,762円
公民館1㎡当たりコスト	181,357千円 ÷ 4,067.65㎡ =	44,585円

表5 集会施設のコスト（平成25年度決算書）

単位 千円

事業名	金額	備考
市民会館の維持管理に要する経費	12,907	
集会施設の維持管理に要する経費	44,253	非常勤嘱託職員報酬を含む。
集会施設の管理に要する共通経費	3,854	
東小金井駅開設記念開館の 維持管理に要する経費	7,635	
前原暫定集会施設の 維持管理に要する経費	6,463	
正規職員及び再任用職員人件費	11,937	
合計	87,049	

注) 減価償却費は除く。

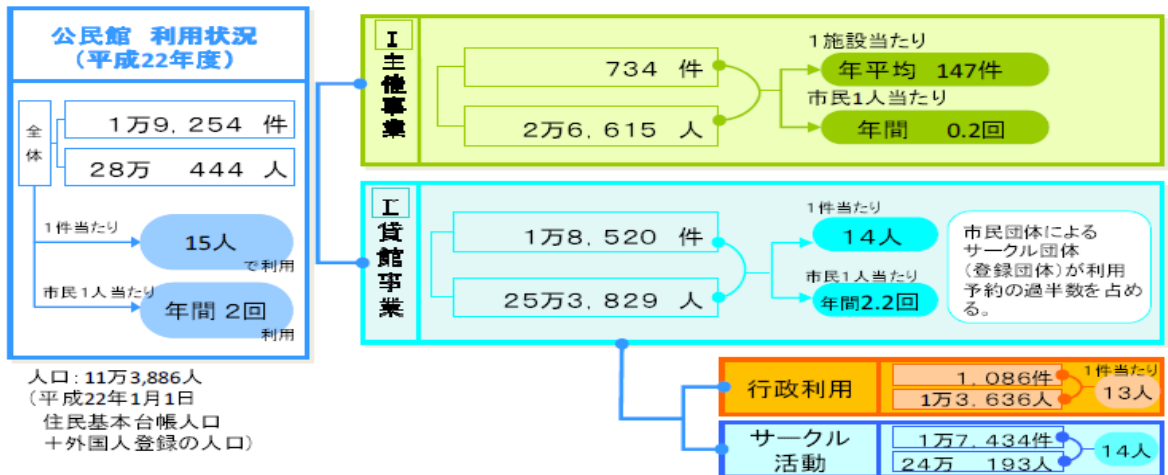
【参考】 集会施設の利用状況（平成25年度事務報告書）

施設名	利用件数	床面積(m ²)
市民会館	1,577	244.8
東小金井駅開設記念会館	2,071	538.9
前原暫定集会施設	2,089	429.42
婦人会館	1,821	355.63
貫井北町集会場	295	84.5
上之原会館	3,096	465.94
貫井北町中之久保集会所	826	146.61
前原町丸山台集会所	1,014	203.82
前原町西之台会館	1,911	544.09
桜町上水会館	2,412	521.69
東町集会所	2,529	223.24
貫井南町三楽集会所	901	199.99
東町友愛会館	948	196.89
中町桜並集会所	1,447	229.2
貫井北五集会所	1,424	161.51
中町天神前集会所	734	150.59
合計	25,095	4,696.82

表6 集会施設利用1件当たり及び集会施設1㎡当たりコスト

集会施設利用1件当たりコスト	87,049千円 ÷ 25,095件 =	3,469円
集会施設1㎡当たりコスト	87,049千円 ÷ 4,696.82㎡ =	18,534円

参考 施設白書から抜粋



(公民館・集会施設コスト比較)

図 施設別 利用1件当たりコスト

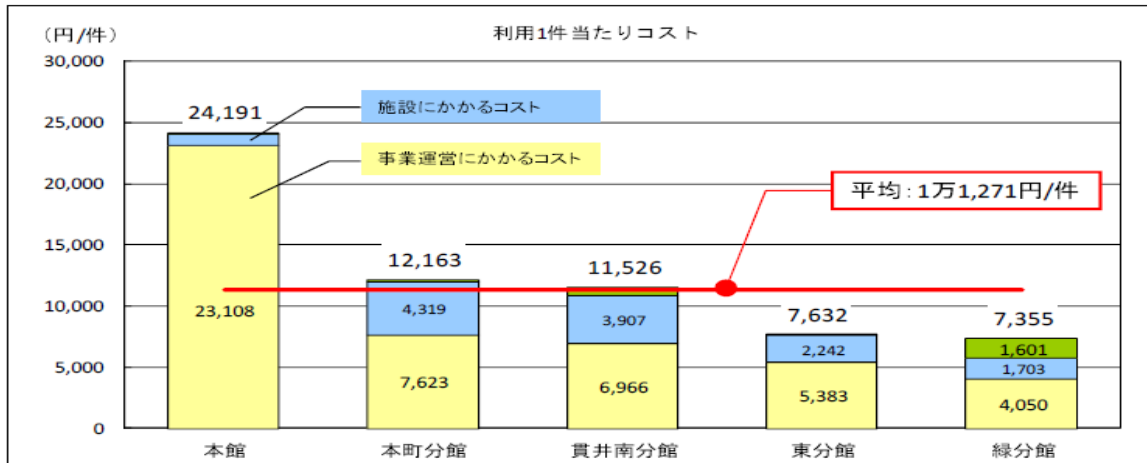
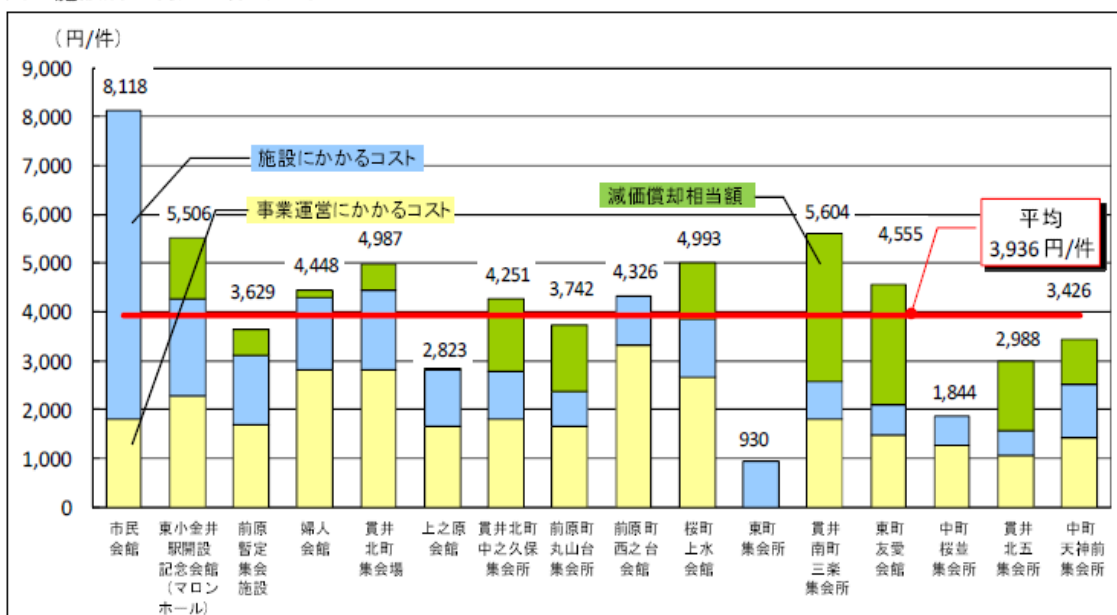


図 施設別 利用1件当たりコスト



3-(3) 総務関連事項 (3項目)

⑮ 55歳以上昇給抑制 (No34) ⑯ 人事・給与制度の改善 (No41)

現行の給与制度上58歳以上の職員については昇給できないとされており、55歳から58歳の職員が対象である。その対象者数は26年4月現在4人である。55歳以上昇給抑制に関しては、既に関連条例が可決され措置済みであるが、これにとどまらず、給与制度体系の見直し及び全職員に対する人事考課の徹底や成果に対する評価を進めるべきである。

⑰ 非常勤嘱託職員の制度の見直し (No42)

人件費の太宗をなす職員数は、過去1,000人を超えていた時代からは減少し、現在は700人を切るまでに至った。これに伴い、人件費比率も30%台から16.6%となっている。この間の市としての削減努力は認めるとしても、多摩26市を比較すると、平成25年度人件費比率においては17位である。26市の平均は15.8%であり、約1ポイントの開きがある。人件費は職員の年齢構成や退職者数にも左右されるため一概にはいえないが、少なく見積もっても額にして約3.5億円多い(職員数換算では、約40人)ことになる。

今まで、市の職員数削減の取組は現業職員の見直しを中心に行われてきているが、今後は福祉・児童系職種・業務の見直しなくしては多摩26市の平均値には達することができない。また、再任用・非常勤等の職種についても抜本的な見直しに着手すべきである。

3-(4) その他の事項（2項目）

⑩ 特定健診、後期高齢者医療健診の見直し (No60)

(1) 特定健診の状況

いわゆるメタボ健診。平成20年の医療制度改革に伴い、各医療保険者に健診が義務付けられた。これにより小金井市でも国民健康保険の枠組みの中で健診を開始した。小金井市では特定健診・後期高齢者医療健診を受診する者に、希望があれば検診項目の上乗せをするフォロー健診も併せて実施している。

(2) 後期高齢者医療健診の状況

特定健診とほぼ同様の内容。75歳以上の高齢者が国民健康保険から切り離され高齢者医療制度に組み込まれるため別事業として扱われる。

75歳以上の後期高齢者医療制度加入者には、東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け後期高齢者医療健診を開始。健診項目は特定健診に同じである。

(3) 事業分析

ともに特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の枠内の事業である。また制度設計からは、10%以内においての自己負担が想定されており、かつ負担した費用は全額医療費控除の対象となる場合があることに留意すべきである。

これらの事業は、一般会計からの資金投入が大きく、直ちに、所得水準に応じた一部負担金（受益者負担金）制度の導入を図るべきである。

⑪ 独自健康診査、がん検診の見直し (No67)

(1) 独自健康診査の事業状況

都支出金を除き、一般財源からの資金投入で健診経費を賄っている状況である。

(2) がん検診の事業状況

胃がん検診はすべて一般財源からの資金投入で経費を賄っており、子宮がん検診は国庫支出金を除き、一般財源で賄っている状況である。

(3) 必要な取組

所得水準に応じた一部負担金（受益者負担金）制度の導入を図るべきである。

3-(5) 議会

市が行財政改革を進めるなかで、議会だけが改革を怠るようでは市民の理解は到底得られない。議会は、昭和26年から平成8年まで続いていた26人の議員定数を削減し、現在は24人となっている。この間、平成10年には、自ら提案した22人への削減案を修正し現在の姿となっている。この結果、平成13年以降14年間にわたり改革を怠ってきたといえる。議会は率先し市民に範を示すとともに、報酬を含めた更なる努力を行うべきである。

表1 類似団体の人口及び議員数 人口 平成26年1月現在

	人口	議員数		人口	議員数
武蔵野市	140,527	26	国分寺市	118,697	24
多摩市	147,681	26	東久留米市	116,417	22
昭島市	112,905	22	小金井市	117,001	24

なお、市民会議として市議会の状況を注視していたが、深夜にわたる審議及び行政に対する膨大な資料要求に起因する超過勤務の多さが目に付くところである。どのような状況であれ、超過勤務とならないよう、工夫して限られた時間の中で審議を終わらせるように、まず議会が範を示すべきではないか。今一度市議会におかれては、立ち止まって考えるべきである。

3-(6) 行政運営の効率化、適正化

平成26年11月12日付け市議会提出資料によれば、附属機関等の数は、平成26年4月1日現在で47、委員数は610人に及んでいる。

これだけの数の審議会等に所轄の課がその運営に向き合うコストは無視しがたいものである。また、各審議会等が年度毎にどのような意見を表明し、行政がそれらに対してどのような判断・決定をしたのかが見えず、実際の機能、有効性が定かでない。現状でみると、広範囲な分野における市民参加の機関の設置によって、市職員は施策の企画・立案における当事者意識が希薄となり、行政決定における遅延や責任所在の曖昧性などの弊害の面が強くなっていると考えられる。

「市民参加」「公民協働」は市政理念（市の第4次基本構想）であり、市政の運営に生かされるべきであるが、そのためには、行政に関わる職員が担当する行政施策の方針を真剣に考えると共に、市民と誠実に向き合い、対話する姿勢が不可欠である。

したがって、その設置目的、実際の機能を精査しつつ、必要性及び有効性の観点

から整理合理化し、適切な運営を図るようにするとともに、それら附属機関等の委員就任について、ボランティア性を高めるため、報酬や謝礼金の減額を検討すべきである。

資料4 民間委託等の在り方

4-(1) 多様化する市民ニーズへの対応

行政ニーズが多様化、複雑化する中でその全てを市が直営でサービスを提供することはもはや不可能である。また資格を要する職種の全てを市が抱えることは適切でない。さらに、サービスの需要には繁閑があるため、ピーク時に合わせた人員配置は効率的でない。学童保育所などはその例である。また近年、勤務態様の多様化により開設時間の延長を望む声もある。保育園や図書館の時間延長はその例である。これらの市民ニーズに的確に対応するには、民間の弾力的な施設運営に委ねることが有効である。市当局はこれらの指定管理者の指導・監督に徹すべきである。

同時に、困難なサービスこそが、身分が安定した市職員が担うべき行政課題である。障害児保育等はその例である。民営化に当たっては平準的なサービスは指定管理者に委ね、市はより困難な事例を受け持つ等の選択肢も検討すべき課題である。

4-(2) 施設設置者としての責任の確保

民間に施設の運営を行わせるに当たっては、おのずと自制と規律が求められる。公の施設の管理委託制度は地方自治法の改正（平成15年）により廃止された。例えば施設の利用承認、利用の不許可等は行政処分であり、指定管理者として議会の議決を経て指定されることにより可能となる。制度の活用に当たっては、行政の権限と責任をあいまいにすることなく、法的根拠や事故責任を明確化しておく必要がある。

指定管理者制度が創設され、10年以上を経過しその課題や問題点も徐々に明らかとなってきた。清掃業務、エレベーター保守業務等の単純業務や専門業務を除き再委託されていないか、社員の労働条件は法規に照らして遵守されているか、指定管理料は適切か等についてモニタリングを行う体制を整える必要がある。

資料5 公共施設

5-(1) 受益者負担適正化指針の提言

(1) 使用料の概念

使用料とは、行政財産の目的外使用や公の施設の利用に対する対価として、その利益を享受する利用者から係る費用を徴収するものである。このため、適正な徴収がなされない場合、利用しない市民が税の形でその費用を負担することとなり、適切でない。

(2) 使用料等の徴収の目的

使用料を徴収する目的は「歳入の確保」「公平性の確保」「効率性の確保」である。

歳入の確保	歳入を確保し、財源配分の適正化を図る。
公平性の確保	使用料を徴収する行政サービスは、基本的に選択的サービスである。そうしたある特定の市民を対象とするサービスについて、利益の程度に応じて、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を図る。
効率性の確保	キャンセルなどによる利用効率の低下を防止し、市民の効率的な利用の促進を図る。

(3) 使用料等の適正化の基準

① 原価計算の基準

使用料の見直し又は創設には正確なコストの把握が不可欠である。そこで下表の費用項目を基準とする。なお、減価償却費（建物・備品）については、原価計算の煩雑さを避ける観点から当面除外する。これらについては、施設白書等において施設の改修・改築経費として別途管理する。また用地費についても同様とする。

ア	維持管理費 一般需用費、光熱水費、修繕費、保険料、建物維持管理委託料、土地建物賃借料等。なお、指定管理委託がなされている施設で利用料金制を採用している場合は、納入された利用料金額を除いた費用とする。
イ	人件費

② 受益者負担率の基準

ア	法令等によりその費用の全額を公費負担とすべきもの。	図書館、児童館、児童遊園、公園等
イ	選択的サービスであると同時に公益的サービスの側面も有することか	行政財産使用料、庁舎に付随する駐車場使用料、学童保育育成料、延長

	ら、費用の50%を徴収すべきもの。	保育料、一時保育料、市民農園使用料等
ウ	民間においても同様のサービスが提供されているなど、特段の配慮を行う理由のない施設にあつては全額を利用者負担とする。	各種集会施設・体育施設使用料、庁舎に付随しない駐車場使用料、駐輪場等

(補足)

図書館は図書館法により、児童館は児童福祉法の趣旨によりそれぞれ無料とする。公園等は、高度な維持管理が必要又は不特定多数が利用することを制限するなどの場合に限り有料化すべきとの考えにより無料とした。その結果、滄浪泉園、市立公園使用料は無料とした。

各種集会施設使用料には公民館本館・分館、地域センター、婦人会館、福祉会館等が含まれている。これらの施設にあつては、市民への文化・教養・娯楽・健康などに対する施設提供の側面から他の公の施設と変わりがないとの観点から、原則的に有料とした。町会・自治会・その他団体の利用については減免制度によって対応すべきと判断した。

また、建築年度が古く、利用頻度も低迷している小規模施設は将来、廃止、統合も視野に入れ当面は無料化することも検討すべきである。

義務教育施設（小中学校）は、一般市民の利用に供する場合は行政財産の目的外使用に当たり、区分②（イ）と同様に扱う。

③ 利用者区分による基準

負担の公平性を確保するため、大人・子ども、市内・市外の料金設定を設ける。営利を目的とした利用にあつては、使用料を割り増す。

④ 減免・免除の基準

社会政策的な観点から、特別な配慮を要する者（団体を含む）はその負担を軽減するものとし、その基準は条例または規則で定める。

ア	法令等により減免措置が規定されているもの
イ	公共的団体もしくは公益的団体が使用する場合
ウ	生活保護受給者、災害要援護者

(補足)

アについては災害対策基本法などが想定される。従って高齢者・障害者など個人の属性によるものは対象としない。

イについては公共機関、公益法人（体育協会、社会福祉協議会等）を想定している。従って単に公益的活動を行っている団体やNPO法人は対象としない。

⑤ 適正な使用料の算定と運用基準

ア	全ての施設において3年ごとに改定とする。
イ	原価と現行使用料との間に大幅な乖離がある場合には、激変緩和の観点から最大30%を上限とした改定を実施する。
ウ	使用料単価は消費税を考慮し、円単位を四捨五入し、10円単位で設定する。
エ	利用者の利便性を考慮し、積極的な共通回数使用券（プリペイドカード）の導入を図る。

5-(2) 利用コストに大きな差がある施設

大きく見ると、公民館と集会施設では、利用コストに約3倍弱の差が生じていることは、公民館の章で指摘したとおりである。ここでは同種の施設におけるコストを比較した。市はその原因を究明し、経費の圧縮・平準化に努められたい。

(1) 総合体育館、栗山公園健康運動センター

利用コスト比較（平成25年度事務報告書、決算書）

	総合体育館	栗山公園運動施設
床面積	7,341 m ²	2,636 m ²
年間利用者数	286,766 人	114,406 人
開館日数	327	347
一日当たり利用者数	877 人	330 人
施設運営コスト（千円）	135,780	75,248
利用者1人当たり利用コスト(円)	473	658

注1) 両館とも指定管理者による管理運営

注2) 減価償却費は除く。

(2) 公民館

利用コスト比較 (平成25年度事務報告書、決算書)

	本町分館	緑分館	本館
床面積	372 m ²	1,279 m ²	672 m ²
年間利用件数	2,254 件	5,940 件	3,013 件
施設運営コスト(44,585 円/m ²)	16,586 千円	57,024 千円	29,961 千円
使用料収入	0 円	0 円	0 円

「基本的な考え方」によると公民館は30～50%（大部分を公費負担するもの）を徴収することと区分されているが、そもそも使用料徴収条例が制定されていない。

これら施設は施設全体のグランドデザインを構築する中で、施設の統廃合も視野に入れて検討すべきである。

5-(3) 設置目的と利用目的がかい離している施設

婦人会館

施設における利用目的の分析 (平成25年度事務報告書、年間利用率は施設白書)

床面積	356 m ²	施設運営コスト (18,534 円/m ²)	6,598 千円
年間利用件数	1,821 件	年間利用率	36%

: うちサークル活動の利用件数 752 件

設置の目的は婦人の活動支援となっているが、利用実態は一般の集会施設と変わらない。

【参考】目的別利用状況

目的	件数
会議等	938
集会・講演会等	2
サークル活動等	752
懇談会・懇親会等	44
民謡・詩吟等	1
料理等	54
その他	30
合計	1,821

5-(4) 施設の統廃合

(1) 施設群のグランドデザイン構築の必要性

施設の利用率、耐震補強、改築の必要性、近隣施設との距離等を勘案し、施設群全体のグランドデザインを早急に構築すべきである。隣接した市民会館と前原暫定集会施設の関係为例にとれば、常識的に見てなぜこのような施設を設けたのか疑問がある。また東町集会所と東町友愛会館との関係など、相互施設の役割分担が真剣に議論されたか疑わしい。

さらには新たに開設された貫井北町センターの検討の際、中之久保集会所等の廃止・統合がどの程度真剣に議論されたかなど疑問がある。市民の利害に配慮することは必要であるが、同時に行政として公共施設群のグランドデザインを構築し、施設の数や今後の資金投入の方向を明らかにすべきである。

(2) 小規模施設の管理方法の見直し

小規模施設の管理運営は概ね、シルバー人材センターに委託されるか管理人方式によっている。前者により管理委託されている施設の場合は、小金井市の公共施設の標準仕様である、午前9時から午後10時まで開設され、かつ管理者（シルバー人材センター会員）が常駐している。従って利用がない場合でも、管理人が問い合わせ、受付業務対応のため常駐という非効率な運営を行っている。一方、利用申込みは前日までとなっており、当日施設に空きがあっても利用はできない。

現状の管理委託を抜本的に見直し、経費の削減を行うべきである。

(3) 施設の統廃合試案

施設白書に基づき、利用率、老朽化度、近隣施設との距離等をベースに一定の基準による統廃合の試案を示すので参考にされたい。

分類説明

耐震性・老朽化	: 耐震安全性が確保されていない	⇒ランクⅠ
	老朽化が進行している	⇒ランクⅠ
	: 老朽化が進行しており、今後対策が必要	⇒ランクⅡ
	: バリアフリー・環境対応が未完了	⇒ランクⅢ
施設白書の3分類をランクⅠ～ランクⅢに区分けして評価した		

集会室評価表

	評価項目	ア	評価点	イ	評価点	ウ	評価点
A	利用率 1	～2.9件/ 日	1	3～5.9件/ 日	2	6件～/日 50%～	3
	利用率 2	～29%	1	30～49%	2	バリアフ リー・環 境対応済 み	3
B	耐震 性・老朽 化		1	老朽化が進 行している	2		3
C	維持管 理費	維持管理費 が割高	-2		0		0
D	近隣施 設	～399m	1	400～699m	2	700m～	3

(備考)・利用率 1 : 1日当たりの利用件数

- ・利用率 2 : 利用率を 3 段階に区分
- ・耐震性・老朽化 : 耐震性・老朽化に未対応～バリアフリー・環境対応済みまでを 3 段階に区分
- ・維持管理費 : 施設の維持管理費が平均を 40%以上超えている施設をマイナス評価
- ・近隣施設 : 同種の集会機能を有する施設との距離を 3 段階に区分

(ア) 評価結果

- ・以上の検討結果を踏まえ総合点 7 点以下を廃止とした。
- ・ただし、建設年度、近隣施設の状況を勘案し調整事項とした施設もある。

施設名	評価項目					計	検討すべき施設	
	A1	A2	B	C	D			
	利用率 1	利用率 2	耐震性 ・老朽化	維持 管理費	近隣施設 の有無		緊急度	
市民会館	2	3	3	-2	1	7	廃 止	
東小金井駅 開設記念会館	3	1	3	-2	2	7		調 整

前原暫定集会施設	3	2	3	0	1	9		
婦人会館	2	2	1	0	2	7		調整
貫井北町集会場	1	1	1	0	3	6	廃止	
上之原会館	3	3	3	0	2	11		
貫井北町中之久保 集会所	1	2	3	0	1	7	廃止	
前原町丸山台集会所	2	2	3	0	1	8		
前原町西之台会館	3	3	3	-2	1	8		調整
桜町上水会館	1	2	3	-2	3	7		
東町集会所	3	1	2	-2	1	5		調整
貫井南町三楽集会所	1	2	3	0	1	7		調整
東町友愛会館	2	2	3	0	1	8	廃止	
中町桜並集会所	2	3	3	0	3	11		
貫井北五集会所	2	2	3	0	1	8		
中町天神前集会所	1	2	3	0	2	8		
公民館本館	—	3	1	-2	1	3	廃止	
公民館本町分館	—	3	1	-2	2	4	廃止	
公民館貫井南分館	—	3	3	-2	1	5		調整

公民館東分館	—	3	2	-2	1	4		調 整
公民館緑分館	—	3	3	-2	1	5		調 整

- ・市民会館は前原暫定集会施設が隣接していること、維持管理費が極端に割高であること等から廃止とした。
- ・東小金井駅開設記念会館は使用料条例を有しているが維持管理費が極端に割高である。今後は婦人会館と統合しどちらか1施設とする。
- ・前原暫定集会施設は市民会館を廃止することから存続させ、名称等も変更する。
- ・婦人会館は、東小金井駅開設記念会館と統合させる。なお施設の名称・在り方や運営方法は再検討を含めて調整事項とした。
- ・貫井北町中之久保集会所は、新たに貫井北町センターが開設されたことから廃止とした。
- ・東町集会所は複合施設であり、近隣の友愛会館を廃止し東センターの施設全体に資金を投入、維持存続を図る趣旨から調整事項とした。
- ・公民館本館は借地でもあり、新たに改築すべき特段の理由は見当たらないので廃止とした。ただし利用者を他施設に誘導するきめ細かな対応が必要である。
- ・公民館貫井南分館は複合施設であり、近隣の西之台会館を廃止し施設全体に資金を投入、維持存続を図る趣旨から調整事項とした。なお西之台会館そのものは、維持管理費が割高な施設であり施設として存続させる場合には管理方法を再検討する。
- ・公民館緑分館は建設年度も新しく、複合施設であることから存続させ施設全体に資金を投入、維持存続を図る趣旨から調整事項とした。

(イ) 財源効果予測 (試算)

施設名	維持経費	削減経費	備考
市民会館	13,525	13,525	廃止・前原暫定集会施設に統合
東小金井駅開設記念 会館	9,760	0	
前原暫定集会施設	6,901	0	
婦人会館	7,197	7,197	廃止・東小金井駅開設記念会館に

			統合
貫井北町集会場	1,179	1,179	廃止・貫井北町センターに統合
上之原会館	8,363	0	
貫井北町中之久保集会所	1,772	1,772	廃止・貫井北町センターに統合
前原町丸山台集会所	2,166	0	
前原町西之台会館	8,115	8,115	廃止・貫井南センターに統合
桜町上水会館	7,840	0	
東町集会所	2,323	0	
貫井南町三楽集会所	2,110	0	
東町友愛会館	2,085	2,085	廃止・東センターに統合
中町桜並集会所	3,127	0	
貫井北五集会所	1,873	0	
中町天神前集会所	1,183	0	
公民館本館	73,673	73,673	福社会館全体では154,186となるが、ここでは公民館部分のみを計上した
公民館本町分館	29,007	29,007	廃止・地域集会施設として再構築
公民館貫井南分館	28,366	0	
公民館東分館	35,854	0	
公民館緑分館	37,120	0	
合計	283,539	135,374	

公民館本館については、福社会館本体の維持管理費と密接不可分である。ここでは公民館部分のみの削減効果を計上した。

(ウ) 施設の有効活用

統廃合により廃止となる施設は、行財政改革の視点から売却を前提に検討することは当然であるが、同時に市民の共通の財産であることから転用も含めて検討する必要がある。標準的な施設を例にとれば、「集会室（和室・洋室）、調理スペース、便所等」を有している。これらの施設は「遊戯室、調理室」にさしたる改修費用を要せずに転用可能である。試案において廃止と評価した施設について、具体的な転用等の可能性を例示するので参考とされたい。

なお今回は詳細な検討を行ったものではない。

施設名	現状	転用の可能性	規模
西之台会館	都営住宅に併設 建築年度 昭和 61 年、延べ床 544 m ² 。和室 2、集会室 2 (※)東京都から借用。転用 の可能性は不明	耐震性、老朽度、バリ アフリーともにランク Ⅲ（良） 施設南側に児童遊園が あり、園庭として利用 可能	およそ 80～100 人規模の認証保 育所が可能
東町友愛会館	単独施設 建築年度 平成 4 年、延べ床 197 m ² 。和室 1、洋室 1	耐震性、老朽度、バリ アフリーともにランク Ⅲ（良） 栗山公園まで 400m 調理室の設置が必要	およそ 30～40 人規模の認証保 育所が可能
貫井北町中之 久保集会所	単独施設 建築年度 昭和 59 年、延べ床 147 m ² 。和室 2	耐震性、老朽度、バリ アフリーともにランク Ⅲ（良） 調理室の設置が必要	およそ 30～40 人規模の認証保 育所が可能

(4) 学校の余裕教室の活用

小金井市の学校は、いずれも昭和 30 年代から 40 年代の人口急増期にかけて開校された。この結果、小学校においては 24 学級（1 学年 4 学級）もしくは 30 学級（1 学年 5 学級）を想定し建設された。しかしながら、現在の市内小学校は平均して 18 学級であり、多くの余裕教室を有している。これらの余裕教室が様々に利用されていることを否定するものではないが、緊迫した財政事情を考慮すれば優先度を議論し活用すべきである。

例えば、他の多くの自治体では余裕教室を活用した学童保育所の設置がなされている。また国もその方向性を推奨しているが、小金井市の場合は隣接する敷地内に学童保育所を別途設置するなど、建物・組織とも縦割りの発想で事業を進めてきたといえる。市は改めて各学校の余裕教室の実態を調査し、学童保育所を始めとする各事業への利用促進を検討すべきである。